



公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会報誌

宅建かわわ

第215号(春号)



イメージキャラクター
たくぼくん

公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 発行

令和元年度 第2回宅地建物取引業者研修会開催



高松会場



丸亀会場

令和元年度第2回本部研修会は、令和2年2月25日(火)ホテルパールガーデン(高松)、26日(水)オークラホテル丸亀にて両会場とも午後1時より開催された。



大谷会長あいさつ



吉田専務理事あいさつ



松野副会長(委員長)あいさつ



樋口常務理事あいさつ

高松会場では「高松市立地適正化計画に伴う都市構造の集約化に向けた施策について」と題し、高松市都市整備局建築指導課課長補佐 前田正則氏が講演された。



高松市都市整備局建築指導課課長補佐 前田正則氏

次の講演は高松会場・丸亀会場とも「宅地建物取引と人権 ～多様性を理解し、認め合う人権尊重社会の実現～」という演題で香川県総務部人権同和政策課参事 宮本浩氏が講演された。



香川県総務部人権・同和政策課参事 宮本浩氏

最後に佐藤貴美法律事務所代表弁護士 佐藤貴美氏が「民法改正にともなう不動産(賃貸借)取引実務上の留意点」と題し講演された。

佐藤弁護士は、全宅連の賃貸契約書等の改定にも深く携わり、WEB研修においても「改正民法に対応した全宅連版賃貸借契約書の解説」と題した動画講習の講師もつとめられている。

本年4月から改正民法の施行を控え、このテーマの関心は非常に高く、参加者は熱心に聴講していた。



弁護士 佐藤貴美氏

参加者 高松会場 212名
丸亀会場 163名

関係諸官庁を訪問

令和2年1月6日（月）大谷会長以下、副会長、専務理事は関係のある諸官庁を年賀のあいさつを兼ね表敬訪問し協会事業への理解と協力を求めた。



国土交通省四国地方整備局 稲村建政部長を訪問



香川県土木部 古川住宅課長を訪問

香宅協税務連絡協議会開催

令和元年12月19日（木）午後1時30分、香川県不動産会館にて、高松税務署の担当官と協会役員による税務連絡協議会が開催された。

高松税務署からは不動産の取引明細提出や確定申告にあたってのe-Taxの利用促進についての依頼があった。



高松税務署 資産課税第一部門
納庄友紀総括上席国税調査官の説明

全宅連四国地区連絡懇話会 四国地区不動産公正取引協議会 研修会開催

令和2年2月5日（水）JRホテルクレメント高松にて全宅連四国地区連絡懇話会ならびに四国地区不動産公正取引協議会の研修会が開催され、当協会から大谷会長はじめ副会長、専務理事が参加した。

全宅連四国地区連絡懇話会研修会では、国土交通省四国地方整備局防災室、福永義仁運用企画係長が「過去の防災話から学ぶ被害を減らすための知恵 ～災害最前線四国の防災術～」と題し講演を行った。

引き続き行われた四国地区不動産公正取引協議会研修会では、（公社）首都圏不動産公正取引協議会、佐藤友宏事務局長が「改正・表示規約の解説」と題し講演を行った。



全宅連四国地区連絡懇話会研修会



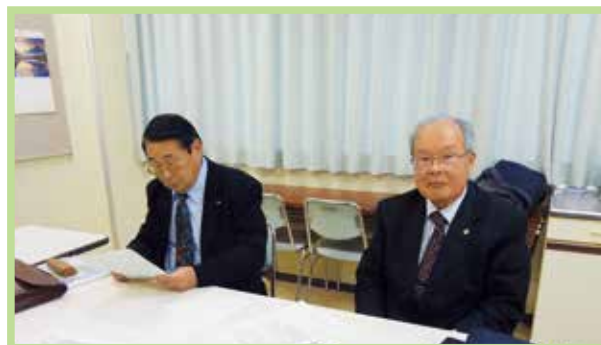
四国地区不動産公正取引協議会研修会

令和元年度 香川県空き家対策個別相談会開催

令和2年1月29日（水）午後1時から香川県空き家対策個別相談会がさぬき市津田町のさぬき市民館で開催された。

当協会からは、相談苦情処理委員会から岡崎委員長・喜多副委員長・久米井相談所長・出口委員が相談員として対応に当たった。

当日は、香川県ならびにさぬき市・東かがわ市からも県・市担当職員も行政の立場から支援措置等のアドバイスをを行うとともに、当協会相談員からは、周辺環境や道路幅、購入者等のニーズ等、宅建業者からの目線での利活用に関しての提案を行った。



新規開業者・従事者研修会開催

令和元年12月2日（月）午後1時よりレクザムホールにて、新規開業者・従事者研修会が開催された。

研修会では、初めに香川県土木部住宅課 児玉隆主事による「宅地建物取引業者の社会的責務」について説明があり、続いて公益財団法人不動産流通推進センター教育事業部 並木英司参事による「新規開業者のための宅地建物取引業務の知識」と題する講演が行われた。

参加者数 33名



顧問・相談役・参与会開催

令和2年2月20日（木）JRホテルクレメント高松にて顧問・相談役・参与会が開催された。会議では、執行部から事業の進捗状況等が報告され、顧問・相談役・参与からは、それに関する意見が交わされた。

顧問・相談役・参与からは

- 不動産コンサルティングマスター制度の普及啓発にともなう協会事業への組織組み入れ
- 香川県不動産フェア開催内容の検討
- 顧問、相談役、参与会開催方法の検討等の意見が寄せられた。



無料相談所相談員研修会開催

令和2年1月23日（木）香川県不動産会館にて相談・苦情処理委員会（岡崎進委員長）による無料相談員研修会が開催された。

まず始めに、同委員会の喜多副委員長が相談員の知識向上にも役立つ全宅連WEB研修について利用方法を紹介した。

次に香川県行政書士会・行政書士ADRセンター香川・香川の大山真哉センター長が講演され、最近では敷金トラブル等に関し、ADR（裁判外紛争解決手続）を利用して解決をはかるケースもあり、この仕組みについて解説を頂いた。

最後に、ジャパンホームシールド(株)の北林篤係長より「住宅地盤の調査・解析について」という演題で講演を頂いた。

どれも相談対応実務に即したカリキュラムで、今後の無料相談事業に役立つ内容となった。



香川県行政書士会・行政書士ADRセンター香川
大山真哉センター長



ジャパンホームシールド(株) 北林篤係長

令和元年度 全宅保証香川本部第3回幹事会議事録抜粋

令和2年1月30日（木）午後1時30分より、香川県不動産会館3階会議室において、令和元年度全宅保証香川本部第3回幹事会が開催された。

幹事総数	37名	出席幹事数	35名
監査総数	4名	出席監査数	4名

古家総務・財務副委員長の司会により定足数の報告に基づき本会の成立を告げ開会。

大谷本部長が議長に就任し、規約により議事録署名人は本部長及び出席監査とし、議事録作成者を事務局と告げ議案審議に入った。

議 題

（公社）全国宅地建物取引業保証協会香川本部

【報告事項】

- 1 全宅保証等中央報告

【承認事項】

- 1 令和2年度事業計画及び予算（案）について
- 2 その他

（公社）香川県宅地建物取引業協会

- 1 専門委員会報告



高松市立地適正化計画に伴う都市構造の集約化に向けた施策について

開発行為に伴い整備される公共施設の受入れについて（整備済も含む）

都市構造の集約化のための施策パッケージ

高松市立地適正化計画に基づく都市構造の集約化を実現するため、まずは、おおむね今後3年間に実施予定の施策や事業を取りまとめ、『17の総合的な施策パッケージ』として、具体的に取組を進めます。

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 特定用途制限地域の見直し | 11 優良農地確保対策事業 |
| 2 居住誘導区域外への用途白地地域における適正な住居系開発行為の誘導 | 12 溢水への対応 |
| 3 移住・定住の促進 | 13 中心市街地開発誘導事業（容積率ボーナス） |
| 4 空家改修補助制度の運用変更 | 14 生活道路整備事業 |
| 5 無接道地に存する空き家除却支援事業 | 15 居住誘導区域内の空家を対象とした、公共下水道接続及び雨水利用促進に対する助成 |
| 6 フラット35を活用したコンパクトシティ形成のための居住誘導施策 | 16 用途白地地域における開発道路等の受け入れについて |
| 7 (仮称)たかまつ安心あんぜん住宅事業 | 17 都市計画道路網再編及び道路整備プログラムの見直しについて |
| 8 太陽光発電システム設置費の補助事業 | |
| 9 中央商店街空き店舗活用支援事業 | |
| 10 担い手への農地集積促進事業 | |

地域住民の住生活維持にとって重要な役割を果たす道路等の公共施設のうち、民間事業の開発行為により整備されるものに関し、市の受け入れや管理の運用を見直し、将来にわたり安心して利用できるよう、セーフティネット方策を検討

開発行為に伴い整備される公共施設の受入れについて（整備済も含む）

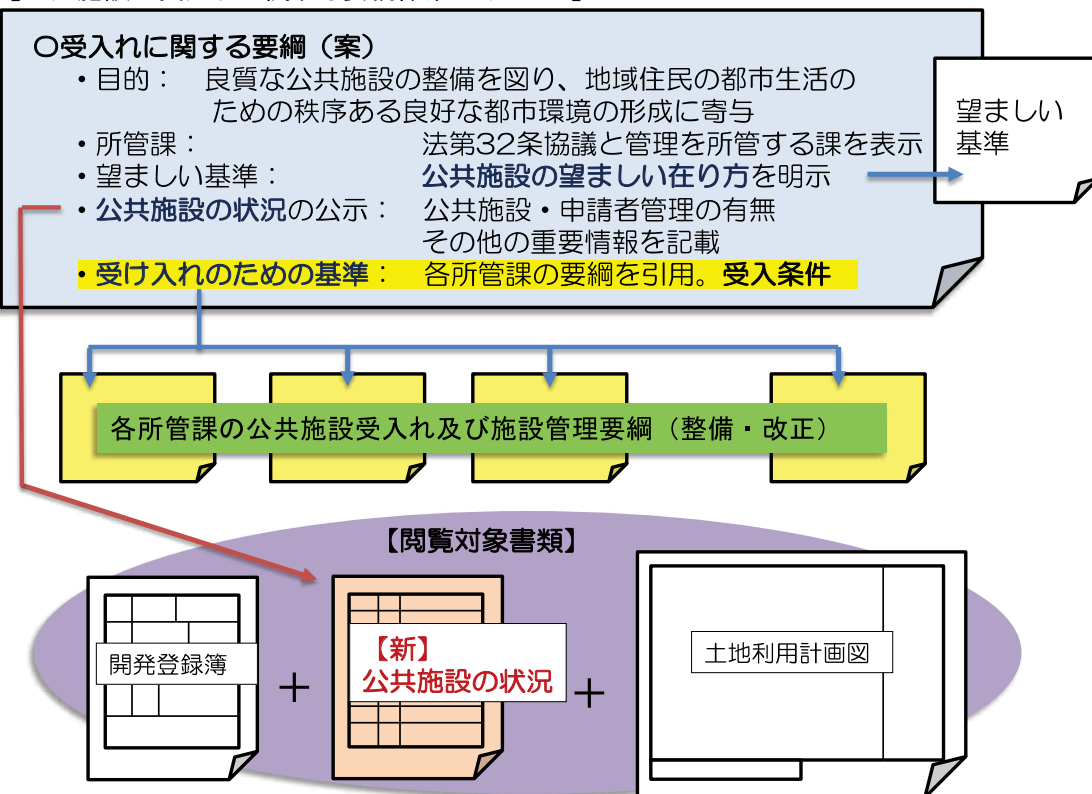
- 都市構造の集約化を進める中、今後、都市機能の利便性を享受しつつ、**現在の都市基盤の保全**と自然との調和を図り、豊かさを感じられる住みやすいまちを目指す**居住誘導区域外等**においては、**民間の開発事業により整備される公共施設を有効に活用**していくことも重要になる。
- しかし、申請者（民間）管理の公共施設は、所有者の変更や倒産等により、**適切な管理や維持保全を安定的に担保できなくなる危険性**がある。
- 一方、市がこうした公共施設を受け入れ、将来にわたって公費により維持管理をしていくためには、**安全性や機能性等、公共施設として適切な水準を有し、かつ、市の都市計画に沿ったもの**とするよう、誘導していく必要がある。

公共施設の受入れ方針のポイント

- (1) 開発行為の許可に伴い整備される公共施設は、原則、受入れを実施
⇒ 受入れのため必要な構造等の条件を、要綱等に規定し明確化
 - ・ 要綱等の整備・改正を行い、広く周知
 - ・ 関係課で横断的に審査、内容確認（事務処理の改善も実施）
- (2) 公共下水道事業計画区域外での対応
⇒ 公共下水道施設に代わる、生活排水処理水の放流手法を確立し提示
- (3) 運用変更に伴う当面の救済措置
⇒ 既存の公共施設への救済措置、当面の経過措置
- (4) その他のセーフティネット方策
⇒ 公共施設の状況に関する情報提供、望ましい基準 等

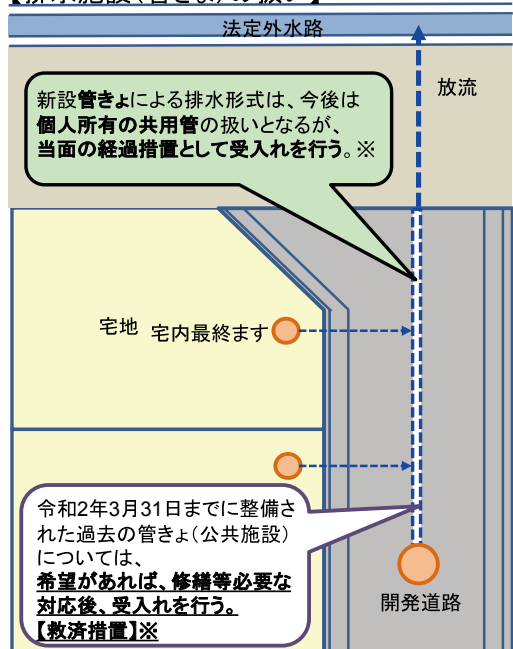
開発行為に伴い整備される公共施設の受け入れについて

【公共施設の受け入れに関する要綱体系のイメージ】



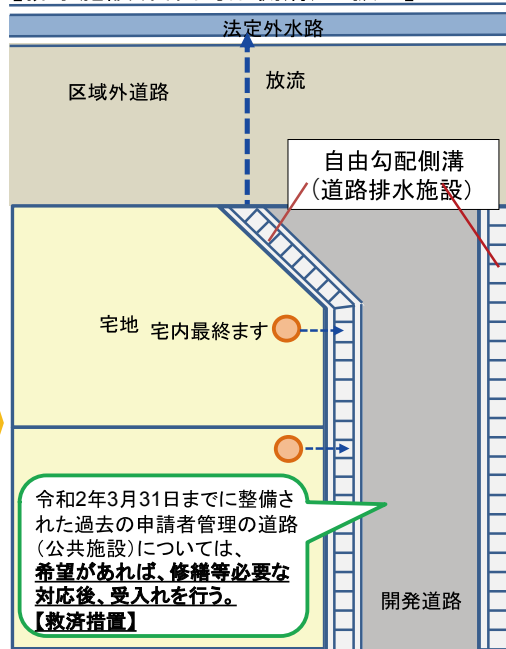
公共下水道事業計画区域外での排水施設の対応案及び救済措置について

【排水施設（管きょ）の扱い】



今後、区域外での公共下水道施設の位置付けはできないことや、地元での通常管理が容易であることなどから、今後は、道路排水施設である自由勾配側溝を経由する方式を推奨する。

【排水施設（自由勾配側溝）の扱い】



従来、機能管理上の理由から、道路排水施設である自由勾配側溝には生活排水処理水の接続を許容していなかったが、今後は、公共下水道に代わる対応として、受け入れを行う方向に転換する。（令和2年4月1日～）

※部分については、都市計画法とは別の根拠により、当面、受け入れの救済措置を実施予定。

令和２年度 税制改正大綱のポイント

①

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置 (100万円控除)の創設

人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用・管理の確保と、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置が創設されます。

特例措置の概要

個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置

- 低未利用地であること及び買主に当該物件を利用する意向があることについて、市区町村の確認が必要になります（低未利用地の定義や市区町村の確認の手続きの内容については、今後詳細が明らかになります）。
- 更地のみではなく空き家等の建物を有する場合についても対象となる予定です。
- 適用期間は、土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行日または令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までとなります。

②

住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置

住宅用家屋の所有権の移転登記等に係る登録免許税を軽減する特例措置の適用期限が2年間（令和4年3月31日まで）延長されます。

（住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減税率）

所有権の保存登記	0.4%	➡	0.15%
所有権の移転登記	2%	➡	0.3%
抵当権の設定登記	債権金額の0.4%	➡	債権金額の 0.1%

③

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

新築住宅に係る固定資産税を3年間（マンションについては5年間）2分の1に減額する特例措置の適用期限が2年間（令和4年3月31日まで）延長されます。

（新築住宅に係る固定資産税の減額措置）

- 一般の住宅：3年間 税額1/2減額
- マンション：5年間 税額1/2減額

④

宅建業者が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置

不動産取得税に係る以下の特例措置の適用期限が2年間（令和4年3月31日まで）延長されます。

新築住宅を宅建業者が取得したものとみなす日を住宅新築から1年（本則6ヶ月）を経過した日とする不動産取得税の特例措置

⇒ 適用期限を令和4年3月31日まで延長

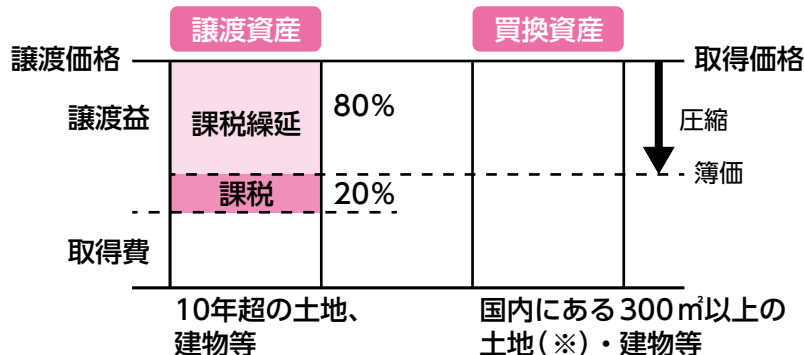
新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後住宅新築までの経過年数を3年（本則2年）とする特例措置

⇒ 適用期限を令和4年3月31日まで延長

⑤

特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、80%（一部75%・70%）の課税繰延べを認める特例措置が3年間（令和5年3月31日まで）延長されます。



- (1) 地方（東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域）→東京23区への買換え：70%
- (2) 地方→首都圏近郊整備地帯等（東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部）への買換え：75%
- (3) 上記（1）及び（2）以外の買換え：80%

⑥ その他の特例措置の期限延長

不動産関連税制で適用期限が延長される主な項目

- 居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（所得税、個人住民税）
…令和3年12月31日まで2年間延長
- 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（所得税、個人住民税）
…令和3年12月31日まで2年間延長
- 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税）
…令和3年12月31日まで2年間延長
- 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置（登録免許税）
…令和4年3月31日まで2年間延長
- 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置（印紙税）
…令和4年3月31日まで2年間延長
- 既存住宅の耐震、バリアフリー、省エネ改修工事に係る特例措置（固定資産税）
…令和4年3月31日まで2年間延長
- 法人および個人の不動産業者等に係る土地譲渡益重課の適用停止措置（所得税・法人税等）
…令和5年3月31日まで3年間延長
- 認定長期優良住宅に係る特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）
…令和4年3月31日まで2年間延長
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）
…対象事業を一部見直しの上、令和4年12月31日まで3年間延長

参考情報 配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置について

令和2年4月1日より施行される民法の一部改正により、「配偶者居住権」が創設されることに伴い、譲渡取得の取扱いについて一定の措置が講じられます。

※配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は利益を認めることを内容とする法定の権利のことをいいます。遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとなるほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることになります。

香川宅建楽走会(ランニング同好会)の会員募集

香川宅建楽走会（ランニング同好会）の 会員を募集いたします

丸亀ハーフマラソン・小豆島オリーブマラソン等、県内マラソン大会等でのハトマークのPRおよび会員さんの健康維持増進を目的に会員募集を行います。



(令和2年2月2日 丸亀ハーフマラソン大会にて)

活動内容は会員さんと決めていきたいと思いますが、現段階での希望活動は…

- ・ 香川県内、おすすめのマラソン大会を走ろう!
- ・ たまに集合してゆる〜い合同練習（顔合わせや情報交換）
- ・ 県内大会（リレーマラソン等）にお揃いのTシャツで参加
- ・ 後援もしくは主催でのマラソン大会の検討

【会員資格】

（公社）香川県宅地建物取引業協会の会員もしくは（一社）香川宅建の会員（会員・準会員・従業者）でランニングを通じて積極的に両団体をPRしてもらえる方

【申込・問合せ】

一般社団法人香川宅建 事務局

メール ippan@takken-kagawa.com もしくは TEL087-823-2500まで

第4回

宅地建物取引業者の社会的責務

宅地建物取引業者の果たすべき社会的責務は、ますます大きくなってきています。このような中において、人権問題について正しく理解することは、業務の適正な運営と取引の公正の確保という私たちに課せられた社会的責務を果たしていく上で、非常に重要なことです。

なくそう土地差別・入居差別

賃貸住宅の入居申込者が外国人・障害者等であるという理由だけで入居を断ることや、取引物件が同和地区にあるかどうかを調査することは、差別又は差別を助長する行為です。予断と偏見に基づく行為が差別にあたるとして、損害賠償等の裁判になった事例があります。

訴訟になった事例

◎損害賠償請求事件（平成15年1月14日さいたま地裁判決、同7月16日東京高裁判決）

インド国籍を有する者が賃貸住宅を探す目的で宅建業者へ電話したところ、宅建業者の従事者が「肌の色は普通の色か」、「普通の色とは日本人の肌のような色」といった発言をするという事件があり、これについて、裁判所は「肌の色を問い質したことは原告の人格的利益を毀損するものである」として、50万円の損害賠償等の支払を命じた。

◎損害賠償請求事件（平成18年1月24日神戸地裁尼崎支部判決、同10月5日大阪高裁判決）

在日韓国入居者が、韓国籍を理由に家主から入居拒否される事件があり、これについて、裁判所は「韓国籍であることを入居拒否の理由としており差別にあたるとして、家主に対して、計22万円の損害賠償等の支払いを命じた。

この事件では、宅建業者に対しても損害賠償請求がなされているが、これについては、「宅建業者は、契約成立のために家主の説得を試みている」と認定し、「誠実に業務を遂行した」として棄却している。

この事件の控訴審において、大阪高裁は「賃貸借契約の拒否は国籍をひとつの理由とするもので、憲法第14条第1項の趣旨に反する不合理な差別であり、社会的に許容される限度を超える違法なものである。」と判示し、一審判決を追認した。

土地差別調査事件

「土地差別調査事件」とは、マンションなど建設予定地周辺の立地条件を調査するリサーチ会社が、地域評価や価格動向などを調査した際、同和地区の所在地などの情報を「問題のある地域」などの間接的な表現を用いて、広告代理店や開発業者などの依頼者に報告していたという事件で、平成19年に大阪府で発覚したものです。

また、この事件では、「精神病院や障害者施設が点在している地域」や「在日外国人が多く住んでいる地域」についても、間接的な表現を用いた報告が行われていたことや、賃貸住宅の入居に際して、申込者が障害者、高齢者、外国人、母子（父子）家庭などという契約の履行に直接関係のないことを事由に、入居を断られた事例があることも分かっています。

社会的責務に関する意識の向上

国土交通省通知

宅地建物取引業をはじめとする不動産業に係る人権問題の最近の状況を踏まえて、平成29年に国土交通省通知が出されており、宅地建物取引業に関わる者は、これらの内容を十分理解・認識し、業務に従事する必要があります

■国土交通省通知（平成29年9月14日、不動産業課長から業界団体の長あて）

「不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について」

（略）

宅地建物取引業をはじめとする不動産業に係る人権問題の最近の状況を見ると、不動産業界において人権問題に対する意識の向上に向けた各種の取組が行われる一方、未だ一部において人権の尊重の観点から不適切な事象が見受けられる。

不動産業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていること及び人権問題の早期解決は国民的課題であることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため不動産業界として不断の努力が求められる。

（略）

人権啓発

協会では、人権尊重社会の実現をめざして、啓発用ポスターやリーフレットの作成、会員への人権研修の実施、じんけんフェスタなどのイベントを通しての人権啓発の取り組みを続けています。

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう人権への理解を深める必要があります。

皆さんも顧客や家主に対して、人権問題について正しい理解と認識を持っていただくよう啓発に努めてください。

これからも人権感覚を磨き、人権に配慮した対応を心掛けてください。

■本協会「倫理規程」

（人権の尊重）

第4条 会員は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていることを常に自覚し、人権を尊重し、人権を侵害することのないよう努めなければならない。



じんけんフェスタ2019(R1.11.30)

私たちのめざすべきこと

私たち宅地建物取引業者の業務は、憲法で保障された基本的人権の一つである「居住・移転の自由」にかかる重要なものであり、特に、公共性・社会性を要請されるものです。

私たちは、人権が尊重される社会の実現をめざして、人権問題に対する啓発体制を確立し、人権尊重意識の高揚に努めますので、家主や消費者の皆様も、私たちの取り組みにご理解とご協力をいただくようお願いいたします。

つれづれなるままに ⑦

総務・財務委員長 吉田孝一

香川県の人口もすでに95万人を切ってしまいました。また、65歳以上の割合も全国平均の29%を上回って32%となっています。今後は20年以内に40%になると予想されます。人口に関しても77万人と予想されています。

我々香川県宅建協会の会員数もピーク時の1455会員から減少し、1000会員を切ろうとしています。地区（支部）の数も15地区から、今は12地区に集約されています。

しかしながら、他県から比べてもまだ多いほうです。我々の組織は公益社団法人香川県宅地建物取引業協会と一般社団法人香川宅建の二団体からなり公益法人法により他の同種団体と兼務する役員の数 $\frac{1}{3}$ を超えてはならないとの規定から公益社団法人香川県宅地建物取引業協会には36名以上の理事を置く必要があります。

これは仕方ないとしても、一番大切なのは理事1名に対する会員数です。地区会員数50名の地区でも理事数は3名、しかし100名の地区の理事数も3名です。会員数の少ない地区では会員約16名に1名の理事に対して、多い地区では会員36名に1名の理事数となっております。すなわち1名の理事における会員数の格差が2.5倍以上の格差となっております。もちろん、長年置かれてきた行政の区画割りや、地域ごとの問題もあり、数字だけを調整して簡単に片付けられない事情も十分に理解できます。

このようなジレンマを抱えながらも、人口減、法人会社減の中、我々も生き残るべき改革また新しい改革なくして将来の香川県宅建協会の繁栄はありません。小規模の業者から中・大規模の業者まで生き残れる斬新な発想・新しい企画を出し合うべき時かもしれません。社会の基礎は家庭です。晩婚化が進み、生涯結婚しない世代の問題も行政だけに頼っていくわけには参りません。子供も生まれなければ、土地も家も売れません。何か出来ないかと悶々と考える昨今です。



協会の動き

R1年12月1日～R2年2月29日

12月

- 2 (月) 新規開業者・従事者研修会
全宅連中国・四国地区連絡会 研修会
- 10 (火) 宅地建物取引士法定講習
- 19 (木) 香宅協税務連絡協議会
入会審査委員会・執行役員会

1月

- 6 (月) 官公庁等新年あいさつ
正副会長・専務理事会
- 7 (火) 宅地建物取引士法定講習
- 16 (木) 入会審査委員会・執行役員会
- 23 (木) 相談苦情処理委員会
- 30 (木) 全宅保証香川本部幹事会

2月

- 5 (水) 全宅連四国地区連絡懇親会・四国地区
不動産公正取引協議会合同研修会
- 13 (木) 宅地建物取引士法定講習
- 20 (木) 入会審査委員会
顧問・相談役・参与会
- 25 (火) 宅地建物取引業者研修会 (高松)
- 26 (水) 宅地建物取引業者研修会 (丸亀)



会長のコラム



会長の大谷雅昭でございます。

いよいよ4月1日より改正民法が施行となります。

当協会としても、会報誌・解説冊子・研修会等を通じ、周知をおこなって参りましたが、今後も引き続き業務に関係する情報は発信して参りますので、お役立てください。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。会員各位には体調管理等くれぐれもお気を付けください。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。会員各位には体調管理等くれぐれもお気を付けください。

地区数	正会員			準会員 (支店等)
	法人	個人	合計	
高松西	66	14	80	8
高松北	63	20	83	5
高松光洋	53	12	65	3
高松東部	77	21	98	5
高松栗林	37	10	47	3
高松南	73	27	100	19
高松南	56	28	84	1
大川	22	24	46	1
坂出	42	19	61	3
丸亀	74	38	112	9
仲多度	30	22	52	0
三観	75	46	121	3
合計	668	281	949	60

(令和2年2月29日現在)

【表紙写真】

次屋 健 (語りかける風景) 第215号

「白木蓮気高さ具え天を指し」

暖冬と云われていましたが、立春を過ぎてからようやく冬らしい寒さとなり、高松で平年より45日も遅い初雪となりました。

中国の新型コロナウイルスは、世界に拡散して終息がまだ見えないまま、経済にも波紋が広がっているようです。

時は春、新緑と花々が咲き乱れる季節を迎えました。

丸亀市にて

令和2年3月15日発行 (第215号)

発行人 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会
会長 大谷 雅 昭

編集人 総務・財務委員会
委員長 吉 田 孝 一
副委員長 古 家 敬 三

高松市松福町1-10-5 (香川県不動産会館)

TEL 087-823-2300 FAX 087-823-1212

ホームページアドレス

https://www.takken-kagawa.jp

メールアドレス info@takken-kagawa.com

令和２年度宅地建物取引士法定講習(予定)のご案内

令和２年度の宅地建物取引士法定講習は下記にて実施予定です。

今年度も高松会場６回、丸亀会場６回、計１２回開催予定です。

なお、受付期間、講習日等は現段階の予定ですので、受講ご希望の方は事前に宅建協会事務局までお問い合わせ下さい。(宅建協会事務局：☎087-823-2300)

回数	講習日	開催場所	受講対象者
第１回	令和２年 ４月１４日(火)	オークラホテル丸亀	新規及び有効期限が 令和２年４月１４日～令和２年７月７日までの方
第２回	５月１２日(火)	レクザムホール	新規及び有効期限が 令和２年５月１２日～令和２年９月１４日までの方
第３回	６月９日(火)	オークラホテル丸亀	新規及び有効期限が 令和２年６月９日～令和２年９月１４日までの方
第４回	７月８日(水)	レクザムホール	新規及び有効期限が 令和２年７月８日～令和２年１１月９日までの方
第５回	８月１８日(火)	オークラホテル丸亀	新規及び有効期限が 令和２年８月１８日～令和２年１１月９日までの方
第６回	９月１５日(火)	レクザムホール	新規及び有効期限が 令和２年９月１５日～令和３年１月１２日までの方
第７回	１０月１３日(火)	オークラホテル丸亀	新規及び有効期限が 令和２年１０月１３日～令和３年１月１２日までの方
第８回	１１月１０日(火)	レクザムホール	新規及び有効期限が 令和２年１１月１０日～令和３年３月８日までの方
第９回	１２月８日(火)	オークラホテル丸亀	新規及び有効期限が 令和２年１２月８日～令和３年３月８日までの方
第１０回	令和３年 １月１３日(水)	レクザムホール	新規及び有効期限が 令和３年１月１３日～令和３年５月１０日までの方
第１１回	２月９日(火)	オークラホテル丸亀	新規及び有効期限が 令和３年２月９日～令和３年５月１０日までの方
第１２回	３月９日(火)	レクザムホール	新規及び有効期限が 令和３年３月９日～令和３年７月１２日までの方

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染が拡大致しております。

会員各位におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとて重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

- ・石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。
- ・咳などの症状がある方は、咳エチケットを行ってください。
- ・また、持病がある方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

